

# 久喜市議会

令和7年2月定例会議

市長提出議案質疑通告

令和7年3月5日（水）

## 質疑通告者一覧

### 【議案第71号 令和6年度久喜市一般会計補正予算（第11号）について】

通告第2号	新井 兼	議員	.....	1
通告第3号	渡辺 昌代	議員	.....	1
通告第12号	川辺 美信	議員	.....	2
通告第13号	田村 栄子	議員	.....	2
通告第15号	杉野 修	議員	.....	2

### 【議案第77号 令和7年度久喜市一般会計予算について】

通告第1号	宮崎 亜希	議員	.....	3
通告第3号	渡辺 昌代	議員	.....	3
通告第4号	猪股 和雄	議員	.....	4
通告第5号	成田ルミ子	議員	.....	7
通告第7号	斎藤 広子	議員	.....	7
通告第10号	園部 茂雄	議員	.....	8
通告第12号	川辺 美信	議員	.....	8
通告第13号	田村 栄子	議員	.....	9
通告第14号	樋口 智洋	議員	.....	10
通告第15号	杉野 修	議員	.....	10
通告第16号	貴志 信智	議員	.....	10

### 【議案第84号 令和7年度久喜市一般会計補正予算（第1号）について】

通告第1号	宮崎 亜希	議員	.....	12
通告第12号	川辺 美信	議員	.....	12

### 【議案第85号 令和7年度久喜市水道事業会計補正予算（第1号）について】

通告第12号	川辺 美信	議員	.....	13
--------	-------	----	-------	----

### 【議案第86号 久喜市東京理科大学教育振興基金条例を廃止する条例】

通告第3号	渡辺 昌代	議員	.....	14
-------	-------	----	-------	----

### 【議案第92号 久喜市消防団条例の一部を改正する条例】

通告第10号	園部 茂雄	議員	.....	15
--------	-------	----	-------	----

**【議案第93号 久喜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例】**

通告第9号 瀬田 博文 議員	16
----------------	----

**【議案第97号 久喜市総合運動公園施設整備基金条例】**

通告第4号 猪股 和雄 議員	17
通告第11号 春山 千明 議員	17

**【議案第99号 久喜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例】**

通告第6号 大橋きよみ 議員	18
通告第11号 春山 千明 議員	18

**【議案第103号 久喜市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例】**

通告第3号 渡辺 昌代 議員	19
----------------	----

**【議案第105号 久喜市立学校設置条例の一部を改正する条例】**

通告第11号 春山 千明 議員	20
通告第15号 杉野 修 議員	20

**【議案第106号 工事請負契約の締結について（久喜市栗橋いきいき活動センターしずか館等解体工事）】**

通告第8号 岡崎 克巳 議員	21
通告第17号 瀬川 泰祐 議員	21

**【議案第107号 工事請負変更契約の締結について（（仮称）久喜市新ごみ処理施設整備運営事業に関する施設整備）】**

通告第15号 杉野 修 議員	22
通告第16号 貴志 信智 議員	22

**【報告第25号 専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）】**

通告第15号 杉野 修 議員	23
通告第16号 貴志 信智 議員	23

○ 通告第 2 号 新井 兼 議員

- (1) P38 2 款 総務費 1 項 総務管理費 6 目 財産管理費 14 本庁舎増築棟整備事業  
ア 不動産鑑定業務委託料が減額となった理由を伺う。  
イ 今後の本庁舎増築棟の整備手法をどのように考えているのか、市の見解を伺う。

○ 通告第 3 号 渡辺 昌代 議員

- (1) P16~17 地方交付税  
地方交付税が 5 億 9,272 万 8 千円の増額となった。金額としてはかなり多い。増額の理由を伺う。令和 6 年度の予算編成の時には予想できなかったのか伺う。
- (2) P64~65 農業費  
ア 担い手確保・経営強化支援事業費補助金が県より 2,248 万 7 千円プラス、  
担い手育成支援事業補助金が 300 万円マイナス、  
スマート農業推進事業補助金が 100 万円マイナス、  
地域計画策定業務委託料が 437 万 8 千円のマイナスとなった。  
各事業の増減の理由を伺う。  
イ 令和 6 年度において、現在までに農業の担い手、遊休農地解消、農地の集約などはどのように進められたのか。
- (3) P64~65 商工費  
あやめ・ラベンダー植栽維持管理事業の除草業務委託料がマイナス 330 万円となった。しかし昨年は、あやめ・ラベンダーの除草はものすごく大変で、苦労が尽きない事業だった。なぜ、全ての予算を使って除草作業を行わなかったのか。せつかくの予算を余らせてしまったのか、理由を伺う。また、来年度はどのように対応していくのか伺う。
- (4) P74~75 教育総務費  
ライセンス使用料 9,410 万 5 千円のマイナスについて説明をされたい。

## ○ 通告第12号 川辺 美信 議員

(1) P85 給与費明細書 2 一般職

臨時的任用職員、暫定再任用職員、暫定再任用短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員数をお伺いします。

(2) P87 給与費明細書 イ 会計年度任用職員

会計年度任用職員数を見ると補正前はフルタイム任用職員が108人、パートタイム任用職員が851人に対して、補正後はフルタイム任用職員が8人増の116人、パートタイム任用職員が14人減の837人となっています。フルタイム任用職員の増とパートタイム任用職員の減の要因をお伺いします。

## ○ 通告第13号 田村 栄子 議員

(1) P68 土木費 高柳地区開発整備推進事業

補正額2,680万1千円の減額の根拠を伺う。

(2) P70 土木費 栗橋駅西土地区画整理事業地内公園整備事業

補正額413万円が減額になっている。減額になっている金額は整備工事300万円、物件移転補償113万円に相当している。減額になっている根拠を伺う。

## ○ 通告第15号 杉野 修 議員

(1) P70 8款土木費 4項 都市計画費 公園費

公園維持管理事業の補正でマイナス354万6千円になっているが、各所の公園内のトイレ管理の現況から判断すれば、十分な清掃が行われているとは言い難い。これをそのままにして令和6年度の公園維持管理事業を終了させる理由は何か伺う。

## ○ 通告第 1 号 宮崎 亜希 議員

### (1) P244 くきストリートフェスティバル支援事業 466 万 5 千円

ア 市民まつり(令和 6 年度当初予算額 503 万 1 千円)より規模が半分となった事業だが、市民まつりと比べ予算が 36 万円しか減っていない理由を伺う。

イ 令和 6 年度の事業を見ると、市が所管する社会福祉法人の出店がなかった。市民まつりは福祉団体が始めてきた経過から、福祉団体も出店させるべきと考えるが、令和 7 年度の予定を伺う。

ウ 予算の概要に「スポーツの推進及び健康の増進を図る」と書かれているが、スケートボード、3x3、デジタルスポーツ体験のほかに、どのようなスポーツイベントを想定しているのか。また、健康の増進ではどのようなイベントを考えているのか伺う。

### (2) P265 駅前広場管理事業 久喜駅西口駅前広場ペDESTリアンデッキ補修工事 1 億 4 千 300 万円

ア 工事のスケジュールを伺う。

イ 多額の予算をかけた大きな工事だが、補修工事箇所、補修内容を伺う。

ウ 工事期間中、歩行者の通行はどのように確保するのか伺う。

## ○ 通告第 3 号 渡辺 昌代 議員

### (1) P22~23 地方交付税

普通交付税額は、昨年度より 5 億円の増額であるが、令和 7 年度の臨時財政対策債の発行額は、ゼロとなったと聞いている。その分も含めればもっと増額が見込まれるのではないか。令和 6 年度一般会計補正予算第 11 号でも約 5 億円の増額がされている。交付金がいよいよ増額されれば、市民サービス等の予算が増えると考えられるがいかがか、伺う。また、臨時財政対策債は令和 6 年度いくらなのか。これまでの臨時財政対策債は国からきちんと補填されているのか伺う。

### (2) P104~107 集会所維持管理事業

集会所の維持管理については全ての集会所が一緒になった計上になっている。集会所ごとの維持管理費を伺う。

### (3) P224~227 清掃費

ア ごみ処理施設整備推進事業について

(ア) 市道菖蒲 1812 号線、1919 号線は令和 6 年度も予算があったが、どのような整備進捗なのか、ごみ処理施設完成年度まで行うものなのか伺う。

(イ) 電気引込工事 5 億円、通信引込工事負担金 1 億円の説明をされたい。今回のみの工事なのか伺う。

(ウ) 上水道管布設負担金が計上されているが、下水道管、下水道設備についてはどのようになっているのか伺う。

(エ) ごみ処理施設整備工事は今回が最高額となるのか、これまでの費用はいくらになったか伺う。当初の計画額とは変わってきているので年度ごとに伺う。

イ 余熱利用施設及び（仮称）本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備事業について

(ア) PFI サービス購入料 4 億 7,212 万円の説明をされたい。

(イ) 設計建設モニタリング等業務委託料については何年間の委託なのか、「等」の説明も求める。

(4) P234～235 農業費

ア 地域農業再生協議会補助金については、毎年同程度の金額が計上されているが、令和 7 年度はどういった協議がなされるのか伺う。

イ 人・農地問題解決推進事業に前年度までであった地域計画策定業務が完了となったが、計画については今後も協議を進めると聞いた。協議に関しての経費はかからないのか。どのように協議を進めていくのか伺う。

(5) P262～263 都市計画費

ア 久喜駅周辺まちづくり推進事業の令和 7 年度予定内容を伺う。どこまで進むのか、市民への説明等はされるのか伺う。

イ 栗橋駅東口周辺まちづくり推進事業の令和 7 年度予定内容を伺う。整備案を複数検討しているようだがどこまで進むのか、市民への説明等はされるのか伺う。

(6) P290～291 教育総務費

ア 部活動地域移行推進事業について以下伺う。

(ア) 休日における部活動を地域クラブへ移行するという事ですが、地域クラブは全部で何校に対して、いくつを予定しているのか。平日と休日で指導者が変わるようになるのか伺う。

(イ) 地域クラブに移行することによって、個人負担が出てくるのではないかと。保護者への負担があるとすれば、生徒が入りたい部活動に入れられない可能性が出てくるのではないかと。義務教育の場でそのようなことがあってはならないと考える。要・準要保護生徒就学援助の対象とすべきではないかと伺う。

## ○ 通告第 4 号 猪股 和雄 議員

(1) 基金積立金

ア 財政調整基金は、2024 年度末見込み 39.9 億円、25 年度末見込額は 24 億円と、大幅に減額の見込みだが、久喜市の予算規模での必要額とされる 30 億円程度を、政策的に確保すべきである。毎年の決算剰余金の 1/2 の積立、年度末に向けての繰戻しを、政策的に行うべきであるが、いかがか。

イ 減債基金、アセットマネジメント基金の積立目標額を明らかにされたい。目標額に向けて積立額を確保すべきであるが、いかがか。

(2) 一般会計の歳出、性質別分類で、「維持補修費」が 24 年度 4 億 2,000 万円でやっと構成比 0.7%を確保したのに、25 年度予算で 10%も削減して 3 億 7,900 万円、構成比 0.5%に減額となった。久喜市が公共施設の維持管理を軽視してきた数年前に後退した。

ア 新年度予算で、なぜ1割もの削減をしたか。維持補修の必要な箇所を集計して、この予算金額で十分と判断したのか。

イ 維持管理の軽視は、中長期的に再び公共施設の破損や不具合を招くことになるおそれがあるが、見解を問う。

ウ 普通建設事業費や物件費を削減・先送りしてでも、維持補修費を数千万円上積みし、少なくとも予算の1%以上は確保して、公共施設、市道等の維持管理を行うべきだが、いかがか。

(3) P126 交通対策費 交通安全施設管理事業

市内の道路で、横断歩道、中央線、外側線などの交通安全施設の路面標示が摩滅してほとんど消えてしまっていて、見えなくなっている地域が多い。

ア 「交通安全施設管理事業」は24年度よりも微減で、交通安全施設補修工事は4,041万円で、24年度よりも増額となったが、23年度よりは少ない。

この内、路面標示の補修費はいくらと見込んでいるか。

イ 補修必要箇所はまだまだ各地区に残されているのに対して、補修工事費の絶対額が足りないと考えられるが、いかがか。

ウ 地区あるいは路線ごと、交通安全施設の路面標示が消えてしまっていて補修が必要な箇所は、現在、どのくらいあると把握しているか。

その内、新年度の改修の計画と見通しを示されたい。

(4) P88～職員給与費 P90 人事管理事業

ア 7月から市役所の開庁時間を60分間短縮する方針だが、これによって職員の時間外勤務時間の削減、および時間外勤務手当の削減の効果を、どのように見込んでいるか。

イ 予算で、時間外勤務手当額は4,038万円と見込んでいるが、これは時間短縮による「働き方改革」の成果を見込んだ金額か。

ウ 開庁時間の短縮でなく、職員を「早番」「遅番」に分けて、市民の窓口手続きや相談をこれまで通りに17:15まで受けることにすれば、市民サービスを低下させずに時間外勤務を減らして「働き方改革」を進めることができる。こうした方法は検討したか。また、これから改めて検討する考えはないか。

(5) P90 人事管理事業（障害者雇用）

障害者の市職員への雇用促進、昨年の採用試験の実績を踏まえて、新年度の方針を問う。

ア 2024年の障害者雇用は、障害者実人数23人、換算で36人、3.11%であった。障害者雇用数について、新年度当初の見込みはどうか。

2025年4月時点での、障害者雇用率の現状（部局別、職員数・障害者実人数と率、換算人数と率、身体障害者、知的障害者、精神障害者の内訳）はどうか。明らかにされたい。

イ 法の趣旨に沿って、知的障害者、精神障害者の雇用拡大について、新年度の就労環境と受入体制は、どのように改善されるか。昨年度に対して改善を図ることができるか。

ウ 知的障害者および精神障害者雇用を拡大するために、当事者と仕事とのマッチング、職場における相談体制やジョブコーチ制度が必要である。この間、配慮すべき事項について、具体的にどのように検討してきて、どのように改善されるか。



(6) P158 要援護者見守り支援事業

ア 要援護者見守り支援事業登録者（2024年2,585人）について、個別避難計画は、この1年間でどれくらい策定が進んだか。

イ 個別支援プランまたは個別避難計画を作成した内、「避難場所」として福祉避難所を明記しているのは何人になったか。

ウ 福祉避難所を一般の拠点避難所と同時に早期に開設するべきと求めてきた。市長の答弁でも「各地区で早期に開設する方針を決定するには至っていない」と述べた。

各地区で早期開設に向けて、どのように検討した結果、なぜ「結論に至らなかった」のかを説明されたい。

エ 各地区での早期開設は必要ないと思うか。必要と思うか。早期開設の福祉避難所を増やす方向で、検討を進めるか。

オ 「障害者のための防災の手引き」では、一般の指定避難所に避難してから、希望を聞いて福祉避難所に移送することが前提になっていて、障害者や要援護者の避難の実態に合わないことは明らかである。障害者施策推進協議会で改定が決まったと理解しているが、改訂版はいつ発行されるか。

協議会での「改定」資料では、福祉避難所の開設は、一般避難所の後とされているが、同時に開設しない理由は何か。

福祉避難所に直接避難したい場合などは「一度、社会福祉課へ連絡し、相談する」とされているが、災害発生時に連絡して「許可」を得なければならないのか。これでは現実に対応できないと考えるが、いかがか。

個別避難計画で「直接に福祉避難所に避難する」ことを、あらかじめ決めておくべきであるが、いかがか。

(7) P60 ふるさと納税寄附金

ア 24年度の予算1億円に対して、寄附金額の見込みを明らかにされたい。

イ 25年度、予算額を1億1,530万円とした積算の根拠を示されたい。

(8) P200～ 児童福祉費 保育所管理事業

ア 新年度4月時点における、いわゆる「待機児童」の見通しを明らかにされたい。

新規入園申込者数、申請取り下げ者数、新規入園決定者数と、入所保留者数、その年齢内訳を明らかにしてください。

厚労省の基準による入所保留者数とその年齢別内訳を明らかにされたい。

その他に、厚労省の基準に含まれない、入所を希望しながら入れなかった、実質的な待機児童の人数、希望が合わなかった、求職活動をしてないとみなされたなどの、理由別の内訳人数を明らかにしてください。

イ 毎年年度途中で待機児童が増えていくが、新年度の見通しはいかがか。

ウ 今後の、入所保留者を出さない、年度中でも希望者全入への取り組み方針と見通しを説明されたい。

(9) P258 都市計画費

圏央道の久喜東スマートインターチェンジ構想の事業を廃止し、側道の整備促進の計画策定を進めるべきではないか。

ア 久喜東スマートインターチェンジには市長の施政方針でもまったく触れなかった。久喜市の財政負担の面から考えても、当初の1億円以内ではとうてい可能性はなく、数十億円の負担は免れない。構想の断念を決断すべき時期と考えるが、いかがか。

イ 圏央道の側道を整備することによって、市内に通過交通を入れないで、安全安心を確保することができる。市民の交通利便性の観点から、側道の整備方針を決定し、具体的な推進計画を策定するべきである。まず、側道の整備を都市計画道路に位置づけていくべきであるが、見解を問う。

(10) P256～257 橋梁修繕工事、保守点検、長寿命化修繕計画策定

ア 長寿命化修繕計画策定業務の予定を説明されたい。

イ [Ⅱ予防保全段階]の橋も、予防保全型で維持管理を進めることになっているが、改修計画や時期を明記するか。

ウ 新年度の改修工事の計画で、[Ⅲ早期措置段階]の橋は計画通り、定期点検から5年以内に補修を完了できるか。

エ [Ⅱ予防保全段階]の橋も早期に補修に着手していくか。

## ○ 通告第5号 成田 ルミ子 議員

(1) P288 10款 教育費 3目 教育指導費

英語検定受験料補助金 3,000千円について

令和5年度決算額に比べ、倍の予算になっているが、令和7年度の取り組み及び積算根拠を伺う。

(2) P290 10款 教育費 3目 教育指導費

プール授業外部委託事業 5,614千円について

ア プール授業を外部委託する学校を伺う。

イ 予算の積算根拠を伺う。

## ○ 通告第7号 齊藤 広子 議員

(1) P220 ゼロカーボン推進事業

ア カーボン・オフセットとは、自分の温室効果ガス排出量のうち、どうしても削減できない量の全部または一部を他の場所での排出削減・吸収量でオフセット（埋め合わせ）することですが、整備面積と目指す二酸化炭素（CO2）吸収量について伺う。

イ 市民や子供達に自然保護意識や環境負荷低減意識の普及啓発は、どの様に行うのか伺う。

ウ 長瀬町との協定を結んだが、植樹ツアーなど市民や子ども達への環境教育に対しては、今後どの様に展開して行くのか伺う。

## ○ 通告第10号 園部 茂雄 議員

- (1) P104~107 2款 総務費 1項 総務管理費 8集会所維持管理事業 工事請負費  
花みずき会館大規模改修について、工事内容と工事期間を伺う。
- (2) P212~215 4款 衛生費 1項 保健衛生費 1 予防接種事業の带状疱疹予防接種業務委託料について、対象人数・年齢、補助額について伺う。
- (3) P273 9款 消防費 1項 消防費 3 消防団活動事業について、消防団運営交付金を団員報酬へ振り替えていると考えるが、消防団運営交付金が660万円減額され消防団活動事業の総額が前年に比べ2,631千円減少しています。  
今後の消防団運営に影響はないのか伺う。

## ○ 通告第12号 川辺 美信 議員

- (1) P14~15 1 市民税
  - ア 個人市民税が均等割及び所得割ともに増加しています。均等割は賦課人口の増加、所得割は給与所得等が増加したという理解で良いのかお伺いします。
  - イ 法人市民税が均等割及び法人税割ともに増加しています。均等割は事業所及び資本金額、市内従業員数の増加、法人税割は法人事業所等が増加したという理解で良いのかお伺いします。
- (2) 2025年4月1日予定の臨時的任用職員、暫定再任用職員、暫定再任用短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員数を一般会計予算及び特別会計予算、企業会計予算毎にお伺いします。
- (3) 2020年4月1日から導入された会計年度任用職員制度が6年目を迎えることとなります。そこで次の項目をお伺いします。
  - ア 2025年4月1日予定の、フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員数を、一般会計予算及び特別会計予算、企業会計予算毎にお伺いします。
  - イ 2025年4月に昇給するフルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員数及びその割合(%)をお伺いします。
  - ウ 昇給しなかった、若しくはできなかった会計年度任用職員はいますか。いる場合その人数と理由についてお伺いします。
  - エ 2025年4月から市町村共済組合に加入する会計年度任用職員数をお伺いします。
  - オ 勤続6年目を迎えるフルタイム任用職員及びパートタイム任用職員数をそれぞれお伺いします。
- (4) P108~109 14 本庁舎増築棟整備事業  
代表質問の答弁では「候補地の調査や先進事例研究など増築棟の建築に向けて準備を進めている」でした。2025年の事業についてお伺いします。
- (5) P144~145 2 会計年度任用職員給与費  
2025年7月実施予定の参議院議員選挙及び、2026年4月実施予定の久喜市長選・市議会議員選挙において、会計年度任用職員の採用予定数と採用期間をそれぞれお伺いします。

- (6) P106~107 11 公用車管理事業  
バス運行管理業務委託料が5,392,000円減額となっています。バス運行契約等に変更があったのかお伺いします。
- (7) P112~113 7 デジタル推進事業  
「ガバメントクラウドは、情報システムを標準化・共通化することで地方公共団体ごとの業務アプリケーションの差異をなくし、地方公共団体が効率的に業務を遂行できることによる住民サービスの利便性向上や、システムの互換性確保、コスト削減・ベンダーロックインの解消などが期待されている。」と報道されています。そこで、予算として計上されたガバメントクラウドネットワーク運用管理業務委託料、ガバメントクラウドネットワーク構築業務委託料、ガバメントクラウド利用料は久喜市のどのような部門・事業において活用されるのかお伺いします。
- (8) P116~117 1 外国籍市民支援事業  
多言語通訳タブレット端末使用料について、タブレットの台数と配置箇所、多言語の種類についてお伺いします。また、日本語教室業務委託料が計上されませんが2025年度の開催予定についてお伺いします。
- (9) P124~125 1 交通安全対策事業  
交通指導員について次の項目をお伺いします。  
ア 欠員が出ている地区（小学校）と人数をそれぞれお伺いします。  
イ 未配置箇所があればその数を小学校ごとにお伺いします。  
ウ 児童が安全に通学できるように、未配置箇所についてどのように安全を確保するのかお伺いします。
- (10) P126~127 6 地域公共交通充実事業  
地域公共交通利便増進実施計画策定のスケジュールをお伺いします。
- (11) P226~227 6 余熱利用施設及び（仮称）本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備事業  
PFI サービス購入料について内容をお伺いします。
- (12) P264~265 4 東鷲宮駅周辺整備事業  
2025年度中の完成を目指すとありますが、エスカレーターとエレベーターの機械工事の業者が決まっていないとの報道があります。完成に向けてのスケジュールをお伺いします。
- (13) P274~275 2 防災訓練事業  
施政方針では「総合運動公園で実施していたメイン会場での開催を取り止め」とありました。栗橋地区と鷲宮地区で行っている広域避難訓練の考え方を伺います。
- (14) P278~279 3 会計年度任用職員給与費  
学校業務員62人が計上されていませんが、2025年度の配置状況をお伺いします。

## ○ 通告第13号 田村 栄子 議員

- (1) P206 民生費 屋内型こどもの遊び場管理運営業務委託料 39,935,000円  
将来的には指定管理に移行することは聞いているが、移行する過程はどのような計画になっているか伺う。

## ○ 通告第14号 樋口 智洋 議員

- (1) P262~265 8款 土木費 4項 都市計画費 3目 市街地管理費 1駅前広場管理事業  
久喜駅西口駅前広場ペデストリアンデッキ補修工事  
ア 補修工事費 143,000千円が計上されている。スケジュールと補修工事の内容を伺う。  
イ 令和5年に保守点検を実施したが、その後、職員による日常点検が行われているか伺う。

## ○ 通告第15号 杉野 修 議員

- (1) P282 10款 教育費 教育総務費  
(仮称)久喜市立鷺宮義務教育学校開校準備事業の委託料と工事請負費に記された業務については、どのような入札、発注とするのか(一般競争入札、一括・分離など)  
また、国は公共工事の「設計労務単価」を3月から平均で6%引き上げるとした。このことを想定した積算なのか伺う。

## ○ 通告第16号 貴志 信智 議員

- (1) 過去に例を見ない財政状況である。特に地方債についてはインパクトが大きいか。  
ア 単年度の地方債借入が約126億に達する見込み。このうち、交付税措置の無い地方債の額を伺う。  
イ 中期財政計画における「地方債残高の見通し」に示されてきた令和7年度残高よりも、本予算に示された令和7年度末の残高は大幅に増加している。大型建設事業は過去の中期財政計画で当然に見込まれているはず。大型建設事業だけが、地方債増額の要因とは言えない。令和6年10月時点の見通しよりも、地方債残高見通しが32億円も増加した要因を伺う。  
【参考】中期財政計画における令和7年度末の地方債残高見通し  
令和5年9月時点：239億円  
令和6年10月時点：318億円  
令和7年2月時点：350億円  
ウ 公開されている編成の過程を見ると、財政課査定終了時点でも、約17億円の収支ギャップが生じている。最終査定で地方債を増加させることで収支ギャップを解消しているが、この経緯を具体的に伺う。  
エ 収支ギャップを埋められなかったことに起因して借り入れる地方債の額を伺う。  
オ 編成の過程において、査定はどのような基準で行われるのか伺う。(査定される事業と、査定されない事業の違いが不明)  
カ 市民の生命・安全を守ることが自治体の責務である。市民の生命や安全に関わる予算は、査定においても当然に優先されると思うが、見解を伺う。  
キ 編成の過程を見ると、安全や適正な維持管理に関すると思われる事業が、ことごとく減額査定を受けている。査定理由が「優先度、必要性、実績等」としか示されておらず

詳細が不明である。以下の維持管理事業が減額された理由を具体的に伺う。

- ・市有財産維持管理事業
- ・道路維持管理事業
- ・道路補修事業（道路ストック事業との統合も踏まえて）
- ・街路樹管理事業
- ・河川維持事業
- ・公園維持管理事業
- ・小学校維持管理事業
- ・中学校維持管理事業

ク 令和7年度における地方債の増額を受けて、実質公債費比率は、今後どのように推移するか、今後5年分を伺う。

ケ 長期金利の上昇が著しい。長期金利上昇の局面では当然に地方債の利払いも影響を受ける。長期金利の影響をどのように認識しているか伺う。

コ 今後も、ゴミ処理施設の支払いは続く。更には（出来るとすれば）本庁舎の大増築、道の駅、本町小と久喜北小が統合、そして第1期から第2期に大幅に先送りした公共施設個別施設計画に基づくアセットマネジメントなど、大きな支出を伴う事業が山積している。このような状況で、市長は地方債の増額に関して「一過性のものであり、今後も同じような額になるわけではない」との見解を代表質問で示している。「一過性」ということは、来年度以降は、地方債の借入は減少すると考えていいのか、市長の見解を伺う。

サ 地方債を使用する理由の一般論として「費用負担の平準化」が挙げられる。久喜市の場合、実質公債費比率は上昇を続けている。人口減少も踏まえると、とても平準化が図られているとは思えない。市長は現状を踏まえて「費用負担の平準化」が図られていると考えるか、市長の見解を伺う。

(2) P116 姉妹都市提携10周年記念事業

事業の概要を伺う。最終査定において50万円ほど増額されているが、増額分の使途を伺う。

(3) 会計年度職員は令和6年度と比較して、どのように増減するか。部単位で伺う。(会計年度職員を募集した結果、募集人員に達しないこともあるが、募集人員としての数を伺う)

(4) P204 放課後児童健全育成事業(学童保育)

複数の学童保育が、定員を大幅に超えて児童を受け入れていると聞く。

令和7年度に、定員を超えると見込まれる学童保育を伺う。また、それぞれ定員と、登録見込児童数を伺う。

## ○ 通告第 1 号 宮崎 亜希 議員

(1) P10 省エネ家電買い換え促進事業 1,974 万 9 千円

ア 何人の補助金申請があることを想定しているのか伺う。

イ 対象者の要件を「申請時点で久喜市に住民登録がある」としている。そこで、対象家電の“設置場所”も久喜市の住民登録がある場所を指定するのか伺う。

ウ 「エアコンと冷蔵庫の重複申請は不可」とあるが、補助金の利用は 1 世帯あたり一度なのか、市民 1 人あたり一度なのか伺う。

エ 家電量販店による周知方法の予定を伺う。

## ○ 通告第 1 2 号 川辺 美信 議員

(1) P8~9 総務費国庫補助金

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金はエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「低所得世帯支援枠」及び「推奨事業メニュー（生活者支援・事業者支援）」が示されています。そこで次の項目をお伺いします。

ア 今回の補正予算で、①水道事業会計負担事業、②省エネ家電買い換え促進事業、③プレミアム付デジタル商品券発行事業を選定した理由をお伺いします。

イ 事業者支援もメニューにあります。検討したのかお伺いします。

(2) P10~11 プレミアム付デジタル商品券発行事業

ア デジタル商品券（キャッシュレス決済アプリ）のブランドをお伺いします。

イ 業務委託する事業者をお伺いします。

ウ 購入から使用までの流れをお伺いします。

エ 市内中小事業者の店舗数と対象店舗数、その割合をお伺いします。

オ 紙ではなくデジタル商品券とした理由をお伺いします。

カ キャッシュレス決済アプリに対応できない市民には販売しないのかお伺いします。また、検討されたのかお伺いします。

議案第 85 号

令和 7 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

○ 通告第 12 号 川辺 美信 議員

- (1) 概要には 7 月及び 8 月検針分の基本料金を免除すると記されています。基本料金は 13 mm 1,001 円、20 mm 1,408 円、25 mm 5,390 円、30 mm 9,240 円、40 mm 17,952 円、50 mm 32,065 円、75 mm 以上 84,700 円です。基本料金の免除だけでは生活支援として弱いと考えます。水量料金や消費税の一部負担なども免除すべきと考えますが見解をお伺いします。



○ 通告第 3 号 渡辺 昌代 議員

- (1) 残金は現在いくらか。
- (2) 残金の使い方は「対象事業にあててなくす」という説明だったが、具体的に伺う。
- (3) 基金を残し、毎年わずかでも積み立てる、市民に寄附を呼び掛けるなどして、図書購入の財源を維持していく方向は考えなかったか伺う。

議案第 92 号

久喜市消防団条例の一部を改正する条例

○ 通告第 10 号 園部 茂雄 議員

- (1) 久喜市消防団員の報酬改定について、県内の消防団員のうち団員の階級にある者の最高額、最低額、平均額、順位を伺う。

議案第 93 号

久喜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する  
条例の一部を改正する条例

○ 通告第 9 号 瀬田 博文 議員

- (1) 条例における金額の改正の根拠を伺う。
- (2) このタイミングでの改正の背景について伺う。

**○ 通告第4号 猪股 和雄 議員**

- (1) 整備基本計画では、第1工区(R6~7)、第2工区(R8)、第3工区(R11~)と分けていますが、それぞれの工区で、整備費用をどのように見積もっているか。
- (2) 基金積立は、1~3の全工区の整備費用を対象とするか、あるいは当面の第1・2工区を対象とするか。基金積立金の目標額を示されたい。

**○ 通告第11号 春山 千明 議員**

- (1) 第2条で基金として積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定める額及び総合運動公園の施設整備に要する経費の財源に充てるための寄附金とするとある。寄附金をどのように集めるのか、具体的な取り組みの手法やそのスケジュールを伺う。
- (2) 仮に基金の積立額が予想外に少なかった場合、基本計画にある新規施設等の整備に遅れや計画の順番等に影響があるのか伺う。

## ○ 通告第 6 号 大橋 きよみ 議員

(1) 乳児等通園支援事業とは、いわゆる「こども誰でも通園制度」のことだが、「こども未来戦略」に基づき、就労要件を問わず月一定時間までの利用可能枠の中で柔軟に利用できる制度で、未就園児の親の育児負担の軽減や孤立化を防ぐことを目的としている。

以下伺う。

ア 条例制定後、本市は乳児等通園支援事業の開始を、いつからと考えているのか伺う。

イ 条例の基準に沿う保育所・認定こども園・家庭的保育事業所等は何園あるのか。

また、自ら手を挙げる園は何件あるか伺う。

ウ こどもや親にとっては良い制度だが、導入することによって保育現場の負担が増える可能性がある。本市の考えを伺う。

エ 保育士の確保・人手不足について、国が補助金等、示しているものがあるか伺う。

オ こども家庭庁が取りまとめた試行的事業の実施方針では、対象を生後 6 カ月～2 歳の未就園児で、利用時間は月 10 時間、保護者負担は 1 時間 300 円程度を目安としている。

また、子どもが慣れるための親子通園も可能としている。本市の考え方を伺う。

カ 子どもの健康に関わるアレルギー情報などの共有について伺う。

## ○ 通告第 11 号 春山 千明 議員

(1) こども家庭庁よりの「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」という通知と本条例を比較したが以下気になった点を伺う。

ア 第 16 条において、乳児に対しての食事に関してはきめ細かな配慮が必要だと考えるが、設備を整えなければならないといったことのみになっている。なぜか伺う。

イ 第 26 条第 2 号において、認定こども園の基準では埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例に規定する基準とあるが、こども家庭庁からの通知の中には幼保連携型認定こども園と幼保連携型認定こども園以外の認定こども園と分けて基準が示されている。久喜市は分けていないが理由を伺う。

(2) 第 23 条職員の規定について、保育士以外、市長が行う研修を修了した者とあるが以下伺う。

ア 研修の内容を伺う。

イ いつのタイミングでその研修を行うのか伺う。

ウ 研修を修了した職員は保育士と同じ職務内容に従事することになるのか伺う。

議案第103号

久喜市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○ 通告第3号 渡辺 昌代 議員

- (1) 今回の改正では「排水区域面積」は広がるが、「排水人口」は小さくなり「一日最大汚水量」も少なくなるということだが、その説明を求める。

## ○ 通告第 11号 春山 千明 議員

- (1) 義務教育学校の名称が決まったプロセスを伺う。

## ○ 通告第 15号 杉野 修 議員

- (1) 久喜市立小中学校での義務教育学校転換は、久喜市で初めての事例だが、少子化や学校小規模化に直面した結果の「受身的打開策」と考える。以下伺う。

ア 3校を統廃合して「9年制の義務教育学校」にすることに関して、保護者及び児童生徒の教育的な理解と合意は得られていると考えるか。同様に3校の地域住民の間での合意は得られていると考えるか伺う。またその理由も伺う。

イ 義務教育学校に転換することによっていわゆる「中1ギャップが緩和され、解決に向かう。また、9年間継続して同じ児童・生徒に対する指導が行われることから、生徒の個性に応じたきめ細やかで丁寧な生徒指導が可能となる」とするが、改めてその根拠を伺う。

ウ これまで中央教育審議会でも賛否両論が出された経緯があり、先進事例を築いてきた他団体でも、「義務教育学校はもう作らない」とするなどの変化もある。義務教育学校制度にはメリット、デメリットがある。事実にも両面が存在する。評価も確定的なものが存在していないもとは、義務教育学校の創設には慎重であるべきと考えるがいかがか。

エ 仮に3校を同じ敷地内に移転するにしても、上内小が鷲宮小学校に合流したことをふまえて、1小学校と1中学校の2校が独立して存在し、施設利用は工夫を伴うが、それぞれ学校運営するという道もあるのではないか。市の考えを伺う。

**○ 通告第8号 岡崎 克巳 議員**

- (1) 工事の主な内容から伺う。
  - ア 積算根拠を伺う。
  - イ 出入り口等の整備内容
  - ウ 周辺住民の安全対策と家屋調査
  - エ 石綿含有建材の撤去工事内容と処分方法
  - オ 建築物等の解体撤去工事内容と安全対策及び監理

**○ 通告第17号 瀬川 泰祐 議員**

- (1) アスベストの飛散による健康被害が懸念されるが、飛散防止対策は、飛散防止パネルの設置以外にどんな対策を行うのかを伺う。
- (2) アスベスト濃度を測定し、アスベストが飛散していないことを確認しながら工事を行うはずだが、どこでどのような方法で測定するのか。またアスベストは強風の日でも飛散しないと考えて良いか。
- (3) アスベスト撤去に関する工程を伺う。
- (4) 旧校舎、体育館、プールの解体順序等の工程を伺う。
- (5) 騒音や振動に対する対策を伺う。
- (6) 外構はどの程度壊し、最終的に工事が終わった段階で土が露出するのはどの程度か。工事中や工事後に、風でホコリが舞ってしまうなど、住環境の変化の有無とその対策を伺う。
- (7) 近隣住民やグラウンド利用団体、そして下請け業社等に対して丁寧なリスクコミュニケーションが行われるはずだが、具体的には誰が誰にどんな説明をするのか。近隣住民の対象エリアや説明時期、説明内容を伺う。
- (8) 今回の工事では、300本程度の地中に埋まった杭は完全に撤去しないということだが、今後悪影響が出る可能性があるかを伺う。



## ○ 通告第15号 杉野 修 議員

(1) 久喜宮代衛生組合の3清掃センターを統廃合させ、それを1か所に統合することは議会でも合意は得られていると判断する。しかし、整備手法はPFI方式で、そして総合評価落札方式での手法の結果、工事請負・整備費用は313億5,430万2,320円となった。

物価スライドが規定され、物価高騰相当分を契約額に上乘せする運用を市は求められた。このことは公共事業の場合、標準契約約款が締結されているので想定内の事案である。しかし、こうなることを想定するなら市は、以下の対応をすることが必要と業界の資料でも示されている。

それぞれ下記の対応策や考えについて伺う。

ア それぞれの費用が真に適正な請求金額なのか精査を尽くすこと。その上で不要部分は変更を求め、引き下げ要求すること。

イ 提示された金額が真に適正なものであれば、事前に用意しておいた予備費をもって市民の暮らしやサービスには影響を及ぼさない、という対応策が必要であった。約37億円は極めて大きな負担である。

ウ 同時に、37億円全額は困難としても、「賑わい施設」の一部の設計を変更してでも影響をできるだけ抑えることが必要とされている。これは処理場周辺の関係地域のみならずにご理解をいただくことも必要と考える。

## ○ 通告第16号 貴志 信智 議員

(1) 昨年の議会で問題提起した通り「契約変更を行わないまま工事が進行し」「進行した工事に対し、事後的に債務負担行為が設定され」「令和5年分の工事費も含む増額分を令和8年度以降に支払うこと」は、適正な事務とは思えない。

ア 着工前の令和5年10月に増額の請求を受けていたため、残工事量100%として増額の計算がされた。そして令和5年10月に請求を受けていながら、令和6年11月定例会議前後まで議会には一切の説明が無かった。請求後、着工が開始された日と、1年間に渡って議会に説明が無かった理由を伺う。

イ 昨年の議会で債務負担行為について質疑したところ、一連の事務が適正か「県や国に確認したい」との方針を示された。確認の結果を伺う。

ウ 今後も工事費に変更が生じる場合は、契約変更をしないまま工事を進め、事後的に増額することを久喜市は認めるのか、総合政策部の見解を伺う。

**○ 通告第15号 杉野 修 議員**

(1) ボランティアさんに対して本件のような危険を伴う作業をなぜ「依頼」したのか理解に苦しむが、以下伺う。

ア 「依頼者」は誰に当たるのか。どんな形で「依頼」したのか。無償か。

イ 当該のボランティアに「作業依頼」したことは過去に何回程度あったのか。また、ボランティアに危険性を伴う公共事業を「依頼」して良いものか伺う。当日、何名で作業したのか。クレーンやウインチなど重機は何を使用したのか。

ウ 当該の樹木は樹高何メートルであったのか。高木であり、相当な重量だと考えるが、作業マニュアルは持っていたのか伺う。(樹高を直径にした周囲には立ち入り禁止が作業の常である)

エ 依頼者はこうした作業を公共事業と認識してきたのか。

**○ 通告第16号 貴志 信智 議員**

(1) 担当課より伐採したとする樹木の写真の提供を受けたが、ボランティアが扱う程度を超えていることは明らかであった。場合によっては、人命が失われてしまっていたかもしれない。重大な危険性を関係者全員が肝に銘じるべきである。再発防止にむけて以下伺う。

ア 当該伐採を行うように、指示をしたのは誰か伺う。

イ 一定規模以上の大木の伐採には労働安全衛生規則が適用されるはずであるが、本件における安全管理は法令の基準を満たしていたか伺う。

ウ 学校の高木が、学校単位で管理不可能であることはこれまでも指摘してきた。本件を教訓に、今後はどのように対応するか伺う。